令和7年度

三芳町施政方針

令和7年2月27日

三芳町長 林 伊佐雄

はじめに

昭和45年11月3日、三芳町は町制を施行し、令和7年11月3日に55周年の節目を迎えます。今日の三芳町の発展は、町政進展の上に、また住民の皆さまの福祉の増進、「Well-being(ウェルビーイング)」の実現のために粉骨砕身ご尽力いただいた先人達をはじめ住民の皆さま、関係者の皆さまのご努力の賜物であり感謝の念に堪えません。

5年前の町制施行50周年記念式典は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、1年4か月延長しての開催となりました。この間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症拡大という未曽有のパンデミックとの戦いと克服の5年間でした。「百折不撓」の魂で、人類に継承されてきた「生きる力」というDNAを信じ、人類が力を合わせ数々の困難を克服し、新たなスタートの地平に立つことができました。

混沌とした宇宙を陰と陽の相対性理論で説く世界観があります。陰と陽という働きが相互互換性をもって無限の創造変化が行われるという考えです。『易経』では陰と陽のどちらかが強くなれば、どちらかが弱くなる。春夏秋冬の季節のように陰と陽は変化し循環し、対立しながらも助け合い、生かし合い調和を保っていると説いています。

この5年間を振り返ると、まさに陰から陽へと時が変化し、陰と陽が調和し、新たな時を創造してきた宇宙の摂理のようなものを感じます。

コロナ禍から今日まで、三芳町には陰の中にも多くの陽が生まれ、変化への兆しが見られました。

「藤久保地域拠点施設」の工事が、昨年末から始まりました。これまで、住民の皆さま、関係者の皆さまと共に、未来の創造拠点について幾度となく意見を重ね、着工の運びとなりました。更地となった藤久保小学校校庭で工事にあたる重機の音は、喜びと希望に満ちた子ども達の歓声がこだまする三芳町の未来を想像させます。

また、昨年3月には、世界農業遺産に認定された武蔵野台地で関越自動車道三芳PAスマートIC がフルインターとして供用開始となりました。ここで「(仮称)地域活性化発信交流拠点」の基本計画が策定される予定です。そのコンセプトの一つに世界農業遺産を通じて三芳町の魅力や可能性を世界へ発信することも含まれています。

これらの施策は、ここに至るまでに10年、20年という歳月を要しました。長い陰の時から陽の時へと時が熟し、新たな時代の到来を感じます。

東武東上線鶴瀬駅を降りて武蔵野台地を望み、「みらい通り」を真っ直ぐ西に向かって歩くと、遥 か彼方の富士が私たちを待ち受けています。

その富士を見ていると、ある小説の一節が思いおこされます。

『このながい物語は、その日本史上類のない幸福な楽天家たちの物語である。(中略)最終的にはこのつまり百姓国家がもったこっけいなほどに楽天的な連中が、ヨーロッパにおけるもっともふるい大国の一つと対決し、どのようにふるまったかということを書こうとおもっている。楽天家たちは、そのような時代人としての体質で、前のみを見つめながらあるく。のぼってゆく坂の上の青い天にもし一朶の白い雲がかがやいているとすれば、それのみをみつめて坂をのぼってゆくであろう。』

司馬遼太郎の『坂の上の雲』の一節です。

明治の時代と今日では、時代は大きく移り変わり、世相や価値観も当時とは比較にもならない。しかし、未来を見つめ、その夢や希望に向かって歩んでいく人の姿は永遠に変わらない。そして、文中の「百姓国家」、「ヨーロッパの大国とどのようにふるまったか」という表現は、農業の町として世界から評価され、SDGsなど地球規模の問題を視野に入れ、新たな時代を切り開こうとしている三芳町と、近代国家建設に向けて懸命に生きた当時の人々の姿が重なっているようにも思えます。

「藤久保地域拠点施設」、「(仮称)地域活性化発信交流拠点」が竣工し、様々な施策を進めていく 彼方に、武蔵野台地から望む富士の彼方に、三芳町の未来に一朶の白い雲が輝いているように見 えます。

富士の彼方の青い天に一朶の白い雲が輝いているとすれば、前のみを見つめてのぼっていき、新しい時代を切り開いていく時だと考えます。

「天行は健なり、君子自彊して息まず。」『易経』 乾為天

訳)天の運行は健やかで休むことがない。それと同様に、君子もみずからつとめて、やむことなく 努力を続けなくてはならない。

55周年の節目を迎える今年、輝く三芳町の未来を切り開くべく、息むことなく自らつとめてまいります。

以下、新年度のまちづくりの3つの主要施策について述べます。

1 持続可能なまちを未来の子ども達に~ネイチャーポジティブ3つのアプローチ

近年、開催される「世界農業遺産国際会議」「東アジア農業遺産学会」では、基調講演等で「プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)」について言及されることが多くなりました。

「プラネタリー・バウンダリー」は、スウェーデンの環境学者ヨハン・ロックストローム氏らが、科学的根拠に基づいた国際的に持続可能な社会を実現するための提案であり、SDGsの基になった研究報告です。

三芳町では、これまで「SDGsのまちづくり宣言」、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、世界農業遺産がSDGsの達成、気候変動の緩和、生物多様性の保全など世界的課題の解決に貢献することから、「みよしフォレストシティ構想」などにより「プラネタリー・バウンダリー」を念頭においたまちづくりを進めてきました。

「プラネタリー・バウンダリー」の9つの指標の中で、生物多様性の損失はすでに不確実性領域を超えたレッドゾーンに位置しています。この生物多様性の保全については、気候変動の問題同様に最重要課題であり、「ネイチャーポジティブ」(※1)として国際的な達成目標に位置付けられています。「ネイチャーポジティブ」とは日本語で「自然再興」と訳されており、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

昨年度の「三芳町政策研究所」は、「ホタルの舞うまち未来プロジェクト」をテーマに開催されました。こぶしの里でのホタルの再生を目的に、現地調査や研究発表がなされ、生物多様性の保全、「ネイチャーポジティブ」がまちづくりの重要政策課題であると報告されました。

この「ネイチャーポジティブ」を実現する上で3つのアプローチが必要です。

第一に、「ネイチャー『ネガティブ』」にならないこと。

そのためには、行政、議会、企業、学校など、それぞれの単位での「長」となる人々が生物多様性の重要性を十分に理解し、世界の約束である「ネイチャーポジティブ」を実現していく、その責任を果たすことにあります。(※2)

そのためには、これまで進めてきた「みよしフォレストシティ構想」「緑の基本計画」「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」などを生物多様性保全への地域戦略的視点で整理推進することが求められます。まずは、これまでの良好な自然を確保し積み上げていくことが「ネイチャーポジティブ」の土台になります。

第二に、様々な立場を超えて住民、企業、行政、団体、教育機関等が連携を図り、課題や情報を共有し、協働・共創の輪を広げていくこと。三芳町は新たな価値の創造に向けて協働から共創へまちづくりの舵を切り、新たなステージに入りました。

これまでも「みよしグリーンサポート隊」との平地林の保全活動、「竹の子エコクラブ」の自然体験・教育活動、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の体験落ち葉掃きなど様々な活動を行ってきました。今後は多様な主体が連携し、オープンイノベーションによる「ネイチャーポジティブ」を実現していかなくてはなりません。

令和5年、環境省は「自然共生サイト」という制度をスタートしました。これまで民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定し、「OECM」(※3)として国際データベースに登録する制度です。さらに、今年4月からは「生物多様性増進活動促進法」が施行され、将来的に「OECM」の基準を満たすような場所での生物多様性の維持・回復・創出活動についても認定されることになります。こうした制度での登録を目指すことが共創による「ネイチャーポジティブ」の推進につながると考えます。

第三に、「ネイチャーポジティブ」は、子どもから大人まで全世代で取り組む活動であり、次の世代に継承していくことが重要です。

昨年12月、「三芳町未来探究プレゼンテーション大会」が開催されました。町内8校の代表の児童生徒が、日常生活や社会活動で課題に思うことを具体的な提案をもってプレゼンテーションを行いました。テーマは、地域の文化や産業、地球規模の環境問題や国際貢献に及ぶ素晴らしい内容でした。

その中で、三芳小学校のグループは、「絶滅危惧種を守ろう〜小さなビオトープの大きな力〜」と 題して、児童の皆さんが取り組んでいるビオトープについて発表しました。最後に、次のようにまとめ て締めくくりました。

「このビオトープを生かして、絶滅危惧種を守りたいと考えました。では、どうすれば守ることができるのか。私達は2つ考えました。1つ目はビオトープの観察や手入れを続けることです。手入れを続けることでメダカやトンボなどの在来種を絶滅から守ることができます。

2つ目は下の学年に受け継ぐことです。下の学年に受け継ぐことで、私達で終わりでなく、ずっと守っていくことができます。こうして、身近な環境や生態系を守るために自分たちができることを考えて活動していこうと思っています。そして、絶滅危惧種に指定されている生き物たちを助けていきたいです。」

子ども達の発表に目から鱗の落ちる思いでした。

ここに「ネイチャーポジティブ」を進める上で最も大切なことが込められています。絶滅危惧種を守ることは、観察や手入れを「続ける」ことです。「続ける」ことが出来なくなった時、メダカやトンボが絶滅してしまうということです。「プラネタリー・バウンダリー」が迫る中で、人類が未来永劫地球上で生命を維持していくためには活動を「続ける」こと、止めないことなのです。

そして、「下の学年に受け継ぐこと」です。

持続可能な世界へ発想を転換し、実現するためには、私たちの世代だけではなく、子ども達の世代、更には次の世代への継承が不可欠です。世代を超えて、世界の人々が一つになってはじめて絶滅危惧種を守ることができるのです。

未来の子ども達に豊かで美しい自然環境を保全継承するために、この3つのアプローチで「ネイチャーポジティブ」を推進してまいります。

2 「四海兄弟」の共生社会目指して ~東京2025デフリンピック大会(※4)

2020東京オリンピック、パラリンピックでは、三芳町はそれぞれオランダ女子柔道チーム、マレーシアのホストタウンでした。

残念ながらコロナ禍での開催となり、オランダ女子柔道チームは淑徳大学と三芳町総合体育館で 事前キャンプを実施しましたが、住民の皆さまとの交流事業や無観客開催のため会場での応援もで きませんでした。また、マレーシア選手団の三芳町での事前キャンプも中止となりました。しかし、「マ レーシアパラリンピック委員会」のダト・スリ・メガット会長は、閉会式当日、政府の許可を得て来庁し、 ホストタウンへの感謝と今後の交流と友情を約束してくれました。

東京オリンピック、パラリンピックのレガシーはと尋ねられた時、次のように答えてきました。

柔道女子70kg級で、様々な困難を乗り越え銅メダルを獲得したサンネ・ヴァン・ダイケ選手から、帰国時に「together」の感謝の言葉をいただきました。その後、彼女は帰国後のマスコミでのインタビューで、「愛や幸せ、価値のあるものはすべて、他の人の中にある」と自身の体験から答えています。他の人と共に生きること、「together」が私にとってのレガシーであり、そのことをサンネは教えてくれました。

そして、パラリンピックのレガシー。それは、メガット会長との友情です。令和5年9月に三芳町議会議員団とマレーシアを訪問した際に、メガット会長が仲立ちとなって下さり、「マレーシアデフスポーツ協会」と「トレーニングキャンプに関する覚書(協定書)」を締結することができました。メガット会長と私たちの友情が、パラリンピックからデフリンピックへの道を開いたのです。

昨年9月に実施した「あいサポート運動10周年記念事業」では、「三芳町聴覚障害者の会」の高波 美鈴会長の紹介で、姉妹都市ペタリング・ジャヤ市(PJ市)在住、ろう者でバティックアーティストのリ ム・アヌア氏が来日し、記念講演と作品展示を行いました。

リム氏は、生まれつき耳が聞こえず、10歳の時にろう学校で友人が描いた龍と鳳凰の絵を見て感動し、アートへの情熱に火が付いたそうです。その作品には、マレーシアの豊かな自然、建造物、植物や人物画などが独自のスタイルで色彩豊かに描かれています。中でも目を惹くのは、家族がお互いに抱き合っている肖像画です。

お互いに思いやり支えあっている姿に深い愛が感じられます。その絵を見ていると、なぜか心が満たされいつの間にか幸せになっている自分に気づかされます。お互いに思いやり支えあう心が、様々な困難や試練をも克服し幸せへと導いてくれる。その姿そのものが何物にも代え難い幸せなのだと。この心が隣人に、地域に、世界に広がることが誰一人取り残さない共生社会の実現に導いてくれるのだという啓示を与えてくれます。

古典でも次のようなことが記されています。

「司馬牛、憂えて曰く、人は皆兄弟有り。我独りなし。子夏曰く、商之を聞く、死生命有り、富貴天に在り。君子は敬みて失うこと無く、人と與わるに恭しくして礼あらば、四海の内、皆兄弟なり。君子何ぞ兄弟無きを患えんや。」 『論語』顔淵第十二

訳)司馬牛が浮かぬ顔をして子夏に尋ねた。「人々には兄弟があるのに私だけにはない。」子夏は答えた。「私は『死生や富貴はすべて天命だ』と聞いている。君子は身を敬しんで、人の道に違うことなく、人と交わるに恭しくして礼に叶うようにすれば、世界中の人は皆兄弟である。どうして兄弟がないことを気に痛むことがあろうか。」

「礼」で最も大事なことは「恕」〜我が心の如く相手を思う〜だと言われています。相手への思いやりが世界中の人を兄弟に、愛に満ち溢れた家族にしてくれるのです。

それは、サンネの教えてくれた「together」とも言えます。

「マレーシアデフスポーツ協会」のオン・シン・ルエン会長と、日本とマレーシアでの聴覚障がい者を取り巻く環境や施策について意見交換をしました。三芳町での「あいサポート運動」「手話言語条例」等について説明すると、その境遇の違いに悲憤慷慨しているようにも感じられました。国によっては、デフリンピックに選手団を派遣できない、あるいは十分な予算を確保できない現状があります。こうした状況でのデフリンピック開催ゆえに、国家間での障がい者福祉政策の違いについて情報交換を行い、より先進的な国の施策に学び合い、デフリンピックを通して世界の人々が一つになり、地球が平和と愛に満ちた共生社会の星になることを願っています。

デフリンピックが共生社会を更に推進し、四海が兄弟になるべく、三芳町としての使命を果たして まいります。

3 子どもにやさしいまちづくり宣言~子どもの命と人権に「関心」と「思いやり」を

三芳町は、昨年12月16日に開催された「公益財団法人日本ユニセフ協会CFCI(※5)委員会」において、子どもの権利を実現することに積極的に取り組む自治体である「ユニセフ日本型CFCI候補自治体」に、埼玉県内の自治体ではじめて承認されました。

これは、三芳町が「児童の権利に関する条約」や「ユニセフ子どもにやさしいまちづくり事業(CFC I)」の理念を理解し、子どもにやさしいまちづくりに取り組む姿勢が認められたものです。

1989年に国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。世界中のすべての子ども達が持つべき権利を定めた条約です。この条約には、4つ原則、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重があり、日本は1994年に批准しています。

令和5年4月には、「こども基本法」が制定されました。これまで、「国連・子どもの権利委員会」から 日本国政府に対して、子どもの権利に関する包括的立法の必要性について再三勧告されてきました。 「こども基本法」制定の意義は大きく、その推進にあたり政府はもとより、実施機関である地方自治 体の役割と責務は更に大きいと指摘されています。(※6)

三芳町の子ども政策は、「総合計画」「三芳町教育振興基本計画」等を基本に進めてきました。令和5年度には今後一層の教育行政の充実・発展に努めることを目的として、新たな教育等の振興に関する基本理念、基本方針を示した「三芳町教育大綱」が策定されました。

同じく令和5年度「三芳町政策研究所」では、子どもの権利条例の制定についての提言がなされ、昨年12月議会定例会において「三芳町子どもの権利に関する条例」が可決されました。

そして、この度の「ユニセフ日本型CFCI候補自治体」の承認は、子どもと最も身近な行政単位である市町村等が、子どもの権利条約を具現化することに目的があります。今後、その目的を達成する上でいくつかの主要なポイントがあります。子どもの意見聴取と具現化、宣伝、啓発、そして三芳町特有の取組です。以下、それらについて述べます。

ユニセフの子どもにやさしいまちとは、子どもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記された子どもの権利を満たすために積極的に取り組む市町村等のことです。日本型子どもにやさしいまちでは、10の構成要素(※7)を基準としていますが、最も重要なのは子どもの参画です。子どもをまちづくりの主体、当事者として位置付け、子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すことです。

三芳町では、子どもの意見聴取、まちづくりへの参画としては、「子ども議会」「青少年育成健全大会」「人権教育実践交流会」町長との「machi JAM(意見交換会)」「子どもまちづくり会議」「三芳町未来探究プレゼンテーション大会」等を実施してきました。

しかし、それだけでは不充分であることを、姉妹都市マレーシアのPJ市の取組から学びました。P J市は、令和5年10月、マレーシアで初のユニセフ・チャイルド・フレンドリー・シティに認定されました。 昨年、「国際子どもにやさしい都市会議2024」にご招待をいただき、認定にあたって評価の高かっ た施設等を視察してきました。

子どもにやさしいバス停、スラム街でのコミュニティ図書館、障がい者や高齢者にやさしいインクルーシブ公園、キッズスペース・ナーサリースペースのある子育て世代にやさしい飲食店など、どの施設も子ども達の意見を尊重し反映されたユニークで温かみのある、まさに「子どもへのやさしさ」をそれぞれの施策に感じました。子どもの意見聴取、まちづくりへの参画で肝心なことは、子ども達の意見を聞くだけではなく、子ども達の思いや願いを「具現化する」ことであると再認識させていただきました。

また、宣伝、普及に関して示唆を与えてくれたのは、令和3年12月、国内で初承認された宮城県富谷市です。富谷市は、「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。宣言には、外に向けて発信することで、市の職員や子どもに関わる人々のみならず、市民の皆さん一人ひとりに、子どもの権利を大切にするという考えを広め、まち全体で「子どもにもやさしいまちづくり」を行っていきた

いという思いが込められています。さらに、宣言は啓発の域にとどまることなく、子どもに関わる部署 の施策・事業に子どもにやさしいまちづくりの視点を取り入れていく職員意識の醸成が図れるよう、 全庁的な推進体制を構築しています。

そして、「日本型子どもにやさしいまち」の取組では、自治体特有の取組が必須となっています。今回の申請にあたり、「日本ユニセフ協会CFCI委員会」とのオンライン会議にオブザーバーで参加し、三芳町の子ども政策等について説明しました。先生方からは三芳町の取り組む地球市民意識の醸成のための国際交流事業やSDGsへの貢献に高い評価をいただきました。

ユニセフの目的は、すべての子どもたちの命と権利を守ることにあります。しかし、世界の子ども 達は、戦争や災害、貧困、あらゆる形態の暴力、搾取の犠牲となっていて、これらの問題は人類共通 の解決すべき課題であり、私たちには、国境を越えて地球規模で地球市民として考え、行動を起こ すことが求められています。さらに、今の私たちの世代だけでは解決できるものではなく、次世代の 子どもたちも自分たちの問題として意識を持つことが必要なのです。委員会からは、こうした考えが ユニセフの目的にも合致し、自治体としては新しくユニークな取組であるとのことでした。

三芳小学校の児童が「三芳町未来探究プレゼンテーション大会」で、絶滅危惧種を守るためには、「下の学年に受け継ぐこと」だと訴えました。まさに、子どもたちの命と権利を守るためには、地球市民としての意識を醸成し継承することが大切なのです。

今後は、「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」への正式な承認を目指し、「日本ユニセフ協会」と連携した準備・検証作業を進めてまいります。その中で、既に承認されているPJ市や富谷市のように、子どもにやさしいまちづくりについての宣伝や啓発を行い、子ども達の意見を具現化し、三芳町独自の視点もいれた「子どもにやさしいまち」を実現してまいります。

ユニセフ親善大使の黒柳徹子さん。

子どもの頃に戦争を経験し、困難な幼少期を乗り越えてきました。1984年にユニセフ親善大使に就任以来、約40の国と地域を訪れ、子どもたちの声を代弁してきました。

彼女は、

「未来を担う子どもたちのためにより良い世界を築いていくには、私たち一人ひとりに今、何ができるのでしょうか。」

というインタビューに(※8)

「例えば飢えている子どもがいると聞いたら、そういうことに関心を持つというようなこと。やっぱり、人のことを思いやることじゃないでしょうかね。」 と答えています。

子どもにやさしいまちづくりを進めていく上で大切なこと、それは、子どもたち一人ひとりの命と人権、その幸せの実現に「関心」を持つこと、そして、自分のことの如く「思いやり」の気持ちを持つことなのです。

子ども達への「関心」と「思いやり」から、子どもにやさしいまちづくりは始まるのです。

4 令和7年度予算編成について

町財政運営の根幹である町税については、前年度当初予算比で増収を見込んでいます。しかし、 長期化する物価高騰等が経済に大きな影響をもたらしており、社会情勢等の不確実性が高まる中 で、先行きは依然として不透明であることから、町税収入においては下振れリスクを抱えています。 また、歳出面では、物価や人件費等の上昇による影響のほか、社会保障関係費や老朽化する公共 施設の更新等の財政需要が増加しており、社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化する行政課題へ きめ細やかに対応するため予断を許さない状況が続いています。

これまでの積極的な行財政改革の取組等により、財政調整基金をはじめとする基金残高を増加させることができましたが、令和7年度は、「第6次総合計画」等に基づく各施策や事業を着実に推進していくとともに、将来にわたり安定的で持続可能な町政運営を目指し、引き続き不断の行財政改革に取り組んでまいります。

令和7年度の当初予算は、一般会計が185億4,480万4,000円で、前年度と比較しますと、35億6.031万円、率にして23.8%の増となっています。

土木費や教育費、公債費、諸支出金が減少したものの、総務費や民生費が大幅に増加したため、 予算総額も増額となったものです。

まず、歳入ですが、町税は、79億6,495万6,000円を見込みました。前年度比3億3,022万8,000円、率にして4.3%の増です。個人町民税は、定額減税による減収幅の縮小等により増額を見込むとともに、固定資産税を中心に税収が堅調に推移していることから増額を見込んだものです。また、地方消費税交付金につきましては、10億4,500万円を見込みました。前年度比9,240万円、率にして9.7%の増です。国の「地方財政計画」等を踏まえ増額を見込んだものです。地方特例交

付金につきましては、4,050万7,000円を見込みました。前年度比1億7,944万8,000円、率にして81.6%の減です。国の定額減税により措置された地方特例交付金の減等によるものです。国庫支出金につきましては、33億5,127万1,000円を見込みました。前年度比14億5,708万1,000円、率にして76.9%の増です。都市構造再編集中支援事業費補助金の増等によるものです。寄附金につきましては、8,081万2,000円を見込みました。前年度比2,990万円、率にして58.7%の増です。ふるさと納税の増額等を見込んだものです。繰入金につきましては、6基金より13億7,496万2,000円を繰り入れるものとし、前年度比7億677万1,000円、率にして105.8%の増となりました。町債につきましては、26億2,740万円を借り入れるものとし、前年度比12億8,570万円、率にして95.8%の増となりました。

次に、歳出ですが、主な増の要因として、総務費は、「藤久保地域拠点施設整備事業」の工事進捗等に伴う増により、34億4,104万5,000円の増、民生費は、児童手当の制度改正の通年化に伴う児童手当支給事業や認可保育所等児童委託事業等の増により、6億275万円の増となっています。一方で、主な減の要因として、土木費は、都市計画道路用地取得事業や道路改良事業等の減により2億1,917万7,000円の減、教育費は小・中学校施設整備事業等の減により1億7,700万6,000円の減、公債費は元金償還の減等により6,980万3,000円の減となっています。また、諸支出金は、土地開発事業の貸付金の減等により1億4,026万3,000円の減となりました。

なお、財政調整基金の残高は、当年度末11億7,985万9,000円を見込み、前年度比6億7,687万2,000円の減となりました。特定目的基金も含めた一般会計の合計基金残高につきましては、当年度末33億593万2,000円を見込み、前年度比5億6,545万9,000円の減となりました。

国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の特別会計予算につきましては、総額75億7,655 万3,000円で、前年度比5.9%の増となっています。

また、水道及び下水道の事業会計予算につきましては、収益的支出と資本的支出を合わせた総 支出額が22億7,309万9,000円で、前年度比6.8%の減となっています。

以上、一般会計、特別会計、事業会計を合わせた町全体の予算規模につきましては、283億9,4 45万6,000円となっています。

5 令和7年度主要事業について

次に、令和7年度主要事業について、「第6次総合計画」における分野別ビジョン・政策・施策体系に沿って説明します。

1 みんなとつながる共生のまち 政策1 共創のまちづくり

今年度は、これまで住民の皆さまと積み上げ、進めてきた「協働のまちづくり」を、「三芳町共創のまちづくり条例」の制定を機に、舵を切り、新たな「共創」のステージに入る年です。

昨年度、東京大学の3つの研究機関(農学生命科学研究科、未来ビジョン研究センター及び高齢者総合研究機構)と、「ネイチャーポジティブ」及び「ウェルビーイング」向上に関する分野で協力を行い、自然の保全及び回復並びに社会基盤の強化に関する研究教育の推進、さらには、心身における健康と地域活力の向上を目的として包括連携を締結しました。

また、「三芳町政策研究所」は、「竹間沢ほたる育成会」の解散に伴い、「ホタル舞う未来プロジェクト」を立ち上げ、有識者と共に次世代に繋がる里の再生を研究しました。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」、自然と共生する社会の達成を目指す「ネイチャーポジティブ」の考え方をもとに提言をいただきました。今後は、こぶしの里の環境維持、担い手の育成等の課題を解決していく必要があります。

このように、様々な主体からの意見や提言を取り入れてきたところですが、「共創のまちづくり」を 実現していくには、政策立案から事業実施までの推進基盤として、プラットフォームの構築が重要で す。昨年度は、この「共創のまちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、「三芳町協働のまちづくり条例」 をベースに「三芳町共創のまちづくり条例」に着手しました。

今年度は、「共創のまちづくり」を一層深化させるため、政策研究所が共創推進プロセスを構築するための牽引役となり、政策立案から事業実施に至る推進モデルを立案し、今後プラットフォームにおける牽引役となる「(仮称)共創まちづくり推進会議」の発足につなげます。多様な主体による共創のまちづくりの基盤を構築し、オープンイノベーションによる魅力あるまちづくりを推進していきます。

行政連絡区の加入促進及び行政連絡区離れを防ぐため、昨年度は、各行政連絡区がそれぞれの 地域で行うコミュニティ活性化事業に対して補助を実施しました。今年度は、地域のデジタル化を目 指し、モデル地区を募集し、集会所への Wi-fi 環境整備等の支援を行います。地域の活性化や更な る行政連絡区の加入促進等を図ってまいります。

今年度も、「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、行政連絡区からの要望も踏まえ、集会所

の整備を行ってまいります。各集会所の修繕については、単純な老朽化に伴う部分修繕に留まらず、 長寿命化を図ることを踏まえた建物全体の改修設計を実施することで、効果的な修繕を目指してまいります。今年度は、上富第3区集会所、藤久保第4区第2集会所及びみよし台第1区集会所の改修 工事設計業務委託を実施するとともに、北永井第1区集会所、藤久保第4区集会所及び藤久保第6 区集会所の大規模改修工事を実施してまいります。

政策2 共生のまちづくり

これまで、「共生社会推進懇談会」を設置し、様々な団体の皆さまからご意見を伺ってきました。懇談会からいただいた意見を踏まえ、「みよしウェルビーイングのまちづくり宣言」を行い、「誰一人取り残さない、共に生きる幸せなまち」を基本にまちづくりを推進しているところです。昨年度は、「あいサポート運動10周年記念事業」として、マレーシアのろう者であるバティックアーティストのリム・アヌア氏の記念講演を実施しました。今年度は、リム・アヌア氏に、デフリンピック開催記念及び共生社会のシンボルとして公共施設に絵を描いてもらい、住民の皆さまとの交流事業を行い、「東京2025デフリンピック大会」の機運の醸成を図ってまいります。

この「東京2025デフリンピック大会」については、令和5年度、「マレーシアデフスポーツ協会」のホストタウンとして「事前キャンプ実施に関する協定」を締結し、昨年度は、「マレーシアデフスポーツ協会」の調査団を受け入れ、キャンプに関する事前調査や協議を行いました。今年度は、万全の体制で競技当日を迎えることができるよう選手を支援するとともに、「全日本ろうあ連盟」や「埼玉県聴覚障害者協会」等と連携し、選手と住民の皆さまとの交流や観戦する機会を創出してまいります。

国際交流事業については、昨年度、3つの国との交流事業を実施しました。

まず、マレーシアですが、駐日マレーシア大使館からの紹介により、マレーシア財務省より6名の職員が来町し、日本の自治体の公共調達等に関して、情報交換や学校現場の視察を実施しました。また、姉妹都市であるPJ市から市長をはじめとする訪問団が来町し、PJ市におけるCFCI事業の取組について、市長から講演をいただき、子ども政策の先進的な取組を学ぶ絶好な機会となりました。「みよしまつり」では、PJ市の舞踊団の民族ダンス披露や花火の観覧、三芳中学校では、市長によるスピーチや舞踊団によるダンス披露等、両都市の人々にとって異国の文化に直接触れる機会となり、姉妹都市間の友好を更に深めることができました。さらに、PJ市長から招待を受け、「国際子どもにやさしい都市会議2024」に出席し、先進地の取組を学ぶとともに、三芳町のブースを設置させていただき、町の子ども政策を紹介させていただきました。

次に、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」において、女子柔道チームのホストタウンとなったオランダには、親善大使として町内中学生3名を派遣しました。ホストファミリーやオランダ現地校の生徒との交流、絵画・音楽等芸術の鑑賞等を行い、オランダの風土・慣習・教育制度、文化等を学ぶことで、将来、国際社会でグローバルに活躍できる次世代の人材育成を目指しました。

最後に、オーストラリアですが、新型インフルエンザの蔓延により2010年までで途絶えている交流 を再開するため、現地調査と現地視察を実施しました。英語圏で距離的にも遠くなく、費用負担が少ない都市に、より多くの子どもたちを派遣したいと考えています。

今年度は、オランダについては、親善大使を公募し、現地校とのオンラインによる交流を実施します。また、オーストラリアについては、「親善大使海外派遣事業」を実施し、グローバル社会の進展に対応できる力を育み、国際理解や国際感覚の醸成を図ってまいります。

今年度は、戦後80年の節目の年です。昨年度、「日本原水爆被害者団体協議会」がノーベル平和賞を受賞されたことも踏まえ、町内中学生を被ばく地である広島市に派遣します。平和記念式典に臨み、戦争の悲惨さ、非核平和の重要性を理解してもらうことで、子どもたちの平和意識の醸成を図ります。また、改めて核兵器の廃絶と平和の実現について、住民の皆さまに考えていただく機会を提供するため、「埼玉ピースミュージアム(埼玉県平和資料館)」からパネル・写真等を借り、公民館にて展示会を実施します。

令和3年度からスタートした「パートナーシップ宣誓制度」については、昨年度、1件の宣誓がありました。また、利用者の負担軽減と利便性の向上を図るため、埼玉県内自治体で締結した「自治体間連携協定」が、県内全市町村で締結されました。今年度も共生社会実現のため、引く続きLGBTQ+に関する理解促進と宣誓制度の周知に努めてまいります。

昨年度は、「第31回みよしまつり」において、在住外国人の方たちの交流の場として国際交流ブースを設置しました。今年度も在住外国人の生活支援に取り組んでまいります。ホームページにて在住外国人に必要な生活情報等を多言語化し提供することで、円滑な社会参加を支援します。また、地域活動団体との連携による、在住外国人の方々が、日常生活に必要な通訳支援、役所窓口等諸手続に関する「同行支援事業」を実施します。さらに、多文化共生への理解と支援者を募ることを目的に、「学習講座」や交流事業を実施します。

様々な人権問題に対して、児童生徒一人ひとりが自分の大切さを認め、他者のこころの痛みや感

情を受容できる想像力や感受性を育ててまいります。今年度も、「人権作文」、「人権標語」、「人権ポスター」等の募集事業による児童生徒の発表機会の提供や地域の方々の参画による「人権講演会」を実施し、児童生徒や町民の皆さまが、人権課題に向き合う時間を創出し、また、発表する機会を設けてまいります。

Ⅲ 誰もが自分らしく生きるまち政策3 未来を切り拓く力の育成

これまで、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を行うため、いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)だれでも(Anyone)、等しく教育を受けられる環境整備を目指した「3Aプラン」により、教育センターを中心に、学校と関係諸機関が連携して、誰一人取り残されない学習機会の確保と社会的自立を図ってまいりました。また、教育相談室に心理職を配置し、専門的な相談体制の充実を図るとともに、中学校の校内教育支援室「すてら」に支援員を配置し、不登校支援生徒の支援体制の充実を図ってまいりました。今年度は、さらに、小学校に校内教育支援室「すてら」を設置し、支援員による不登校支援体制の充実を図ってまいります。

英検取得推進のため、町内に英検準会場を設置するとともに、英検受験料の補助、オンラインによる英検対策講座、民間学習塾と連携した英検対策セミナー等の取組を通して、英語検定取得の推進を行ってまいりました。さらに、英検受験会場の拡充、受験料補助の対象学年・対象級の拡充等も実施したところです。また、「話す」「聞く」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育てる英語教育の充実のため、町内小中学校全校に質の高いALTを配置し、生きた英語を使って日常的なコミュニケーションがとれる英語力を育てる授業を充実させてきました。また、英語漬けの町内留学体験、イングリッシュツアー等を実施することで、英語に親しみ、英語に対する興味関心を育てます。今年度は、これまで以上に英語検定の取得を推進するとともに、授業の改善に取り組み、英語力の向上を更に目指してまいります。

町の教育政策「MOVEプラン」では、子どもを主語にした授業づくり等による「自分とつながるプロジェクト」、世界農業遺産等の体験活動や教科横断的な学習による「社会とつながるプロジェクト」、英語力の向上や国際交流等による「世界とつながるプロジェクト」の3つのプロジェクトにより、「学びに向かう力」を中心とした「非認知能力」を育てています。今年度も、「みんなでつながる力」「よりよく生きる力」「しんけんに自分と向き合う力」の頭文字を取った「みよしの力」をキャッチフレーズに、予

測困難な時代を生きる子どもたちに、友達と一緒に学び、自制心や計画性を持って、課題をやり抜く 力を育んでまいります。

豊かな体験活動の充実を図り、伝統文化、芸術文化、スポーツ、環境、福祉等、より広く体験活動を行う機会を提供してまいります。また、読書活動を推進するため、一人一台のタブレットによる読書記録の作成や必要な図書を探索できる環境を活用し、より一層、読書に親しもうとする態度を育成してまいります。

子どもたちが視野を広め、異文化を理解し、多様な人々と共に生きていくためには、日本の歴史や伝統文化に誇りを持つとともに、世界の人々や異文化に触れ、自己の考えを深めることが大切です。引き続き、中学生をPJ市で実施される「インターナショナルユースリーダーシップキャンプ」に派遣するとともに、マレーシア大使館やオランダ大使館との交流等を継続的に実施することで、国際理解教育を推進してまいります。

子どもたちの人権感覚を養うため、「人権感覚育成プログラム」を活用した授業や「多様性の尊重」をテーマにした授業等を展開することで、互いを認め合おうとする態度を育成します。また、人権教育講演会「命の授業」を通した自他の命を尊重する教育を推進し、子どもに寄り添った支援や個々の課題に丁寧に対応できるよう取り組みます。さらに、いじめの根絶を目指し、子どもたち自身で自分たちの生活をよりよくするために、実践を通して活躍できる機会を充実させてまいります。

子ども主体の校則や学校の決まりの見直し、学校生活における身近なところから課題を見付け、 課題解決に取り組みながら実践につなげる活動の推進、子どもの意見を聞く場や意思表明する場 の設定等により、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが自分の考えや行動に責任を持つことの 大切さを理解し、自ら社会へ参画していこうとする態度を育成してまいります。

教科や総合的な学習の時間において、探究的な学習を具現化するための「PBL型学習」や「STE AM教育」を推進し、自己の課題解決に取り組む授業や「科学・技術・工学・人文社会・芸術、数学」を一体的に関連付けた授業等を実施することで、現代社会の様々な課題に対応しようとする力を育んでまいります。また、学習したことをもとに、子どもの意見、思いや願いを町へ提言する「三芳町未来探究プレゼンテーション大会」を実施します。さらに、「デジタル・シティズンシップ教育」を充実させ、I CTを適切に活用していくことができる子どもを育成してまいります。

令和5年度より「学校再編等審議会」において、小中学校適正規模適正配置の基本方針による該 当校である上富小学校、竹間沢小学校、各中学校について検討を進めてまいりましが、昨年度末に 当審議会から「上富小学校を三芳小学校に令和10年度を目途に統合」「竹間沢小学校、各中学校の 再編については保留」との答申が出されました。なお、上富小学校の統合あたっては、条件が附議さ れたところです。本答申を得て、住民の皆さまや子ども達から意見を聴取し、今後の方針を決定して まいります。

昨年度、三芳小学校と上富小学校で実施した水泳指導の民間委託ですが、今年度は、小学校全校で実施します。これにより、学齢の低いうちにより質の高い専門的な指導を受けることで、基本的な泳力を身につけてまいります。

教職員の業務は部活動や保護者対応など多岐にわたっており、教員がより一層子どもたちへの指導や相談、教材研究に注力できる環境を整備するため、昨年度、中学校に配置したスクールサポートスタッフを、今年度は、小学校全校に配置してまいります。また、これまで手作業で行っていた中学校の定期テストの採点に「採点システム」を導入し自動化するとともに、小中学校に導入した「統合型校務支援システム」により進めてきた、文書のデータ化、情報の一元管理と共有等に加え、学校と保護者との連絡体制や教育相談的機能の導入により一層の事務の効率化を進め、教職員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保に努めてまいります。

さらに、教員のライフステージに合わせた年次研修や学校指導訪問等の指導力向上に向けた研修をすべての教員が受講し、資質・能力を高めます。また、授業の中で、教員がICTを効果的に活用するための能力を高めます。

少子化にもかかわらず、放課後の子ども達の活動は、学習塾、スポーツ教室、音楽教室等多様化・ 多忙化しています。一方で、学校の課外活動として実施されている部活動については、指導者等の 減少により、従来どおりの実施・運営が困難になってきています。将来にわたり生徒がスポーツや文 化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校と地域との連携・共創により生徒の 活動の場を提供することができる体制を整備するため、「地域クラブ活動検討委員会」を設置します。

今年度も教育環境の改善に向けて、施設の整備を進めてまいります。

昨年度は、「藤久保地域拠点施設」完成まで校庭が利用できないことから、「藤久保小学校校庭代

替地整備工事」を実施しました。また、上富小学校、竹間沢小学校、三芳中学校及び三芳東中学校体育館の「空調設備設置工事」を実施するとともに、「藤久保中学校校舎東側トイレ改修工事」「藤久保中学校テニスコート防球ネット改修工事」等を実施するとともに、学校への不審者侵入防止対策を強化するため、唐沢小学校、竹間沢小学校、三芳東中学校及び藤久保中学校に防犯カメラを設置しました。今年度は、三芳小学校、唐沢小学校及び藤久保中学校の「体育館空調設備設置工事」を繰り越して実施するとともに、「藤久保中学校校舎西側トイレ改修工事」を、三芳小学校、上富小学校及び三芳中学校3校に「防犯カメラ設置工事」を実施します。また、小中学校給食配膳室に空調を整備します。今年度で、すべての小中学校体育館に空調が整備されることとなり、災害時の防災拠点の寒暖差対策等環境整備が完了することとなります。

学校給食については、安全安心な食の提供を図るため、調理場内の衛生管理を徹底するとともに、 美味しい給食を目指して地場産野菜を積極的に取り入れ、栄養バランスのとれた魅力ある献立の立 案に引き続き努めます。これまで「MIYOSHIオリンピアード給食」として三芳町と親交の深いマレー シアとオランダの料理を提供してきました。今年度からは、「MIYOSHIグローバル給食」として、これ までのマレーシアやオランダの料理に加え、オーストラリアと韓国の料理についてもラインアップし、 食の方面から国際交流への更なる関心を高めてまいります。これからも成長期にある児童生徒の 心身の健全な発達のため、学校給食を通じた食に関する積極的な教育を図り、食育等を推進してま いります。

なお、学校給食費については、保護者の負担を軽減するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、1学期分の給食費を支援するとともに、賄材料費の一部を補てんします。

政策4 地域まるごと学びの創出

今年度も、子どもから高齢者まで、一人ひとりが自ら学び、いきがいや自己実現につながる生涯を 通じた学習ができる環境づくりを推進します。家庭や地域で共に学び支えあう社会の実現を目指し てまいります。

生涯学習と社会教育の充実を図るため、社会教育委員の活動により、町内の社会教育活動団体、 地域活動団体の連携や交流活動を推進します。また、入間地区の市町村で組織する「社会教育協議 会」での委員会活動により、研修機会の提供や社会教育の事例等の情報収集をしてまいります。 青少年の健全育成については、「行政連絡区」「子ども会育成会」「青少年相談員」「ジュニアボランティアリーダー」等地域の住民の皆さまや様々な団体との連携により、子どもたちに様々な体験活動を実施してまいります。「子どもフェスティバル」「子どもモルック大会」「みよし子ども探検隊」「チャレンジアドベンチャー富士登山体験・交流事業」等を通して、リーダー意識の醸成、成功体験、自己肯定感等を育んでまいります。昨年度は、「みよし子ども探検隊」において、淑徳大学と連携した「淑徳大学に遊びに行こう」や女子栄養大学坂戸キャンパス栄養学科と連携したみよし野菜を活用した料理を通して異年齢交流を実施しました。また、容器回収で協定を締結している「株式会社シード」と連携し、研究所等を訪問するバスツアー等を実施しました。今年度からは、地域の住民の皆さまの連携と協力のもと、安全安心な放課後の子どもたちの居場所や体験活動の場を確保し、子どもたちが心豊かに、健やかに過ごせる環境づくりを推進するため、「放課後子ども教室」を開設します。

青少年非行防止活動については、今年度も、「青少年育成推進員」や「更生保護女性会」、PTA、警察、学校等様々な地域活動団体が連携して、夏休み期間に町内のパトロール活動を行います。また、子どもたちを事件、事故等から守るため、「子ども110番の家」設置運動を推進します。地域の協力家庭や事業所、店舗等がステッカーを掲げ、子どもたちが事件やトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求める場を作ることで、子どもたちを犯罪や事故の被害から守ります。

三芳町の子どもたちが、多様な在り方を認め合い、自分らしく幸せに生きるために、夢や目標を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう、また、家庭・地域・学校が連携し、家庭教育や青少年健全育成に一層取り組めるよう、令和3年度に制定した「三芳町家庭教育宣言」の趣旨を更に普及・啓発してまいります。学校やPTAと連携して、引き続き講演会を実施するほか、ポスターやリーフレットによる啓発に努めてまいります。 小1プロブレムの解消を目的に、次年度就学予定児童の保護者を対象に行う「親の学習講座」や家庭教育の学級講座を保護者自身が企画運営して行う「家庭教育学級」等も引き続き実施してまいります。

図書館につきましては、「よみ愛・読書のまち」宣言に基づき、本に親しむ活動を推進してきました。また、住民の皆さまの豊かな読書生活を保障し、調査・研究を支援する「頼りになる町の書斎」「生活に役立つ図書館」を目指し、バランスの良い蔵書構成を維持しながら、住民ニーズをとらえた新鮮な資料収集に努め、町民の皆さまの豊かな読書活動や学習活動に対し多面的な支援を行ってきました。おかげさまで、住民一人当たりの貸出冊数は、23年連続で県内第1位となっています。昨年度は、子どもに良い読書環境の提供のため、積極的な児童サービスを展開するとともに、大人向けの事業

についても様々なジャンルの事業を展開し、読書への動機づけを図りました。また、新たな施設「藤 久保地域拠点施設」へスムーズな移転が行えるよう、準備を進めました。

今年度も引き続きバランスの良い蔵書構成を維持しながら、住民ニーズをとらえた新鮮な資料収集に努めるとともに、読書の動機づけ事業や学校等との連携も積極的に行い、住民の皆さまの豊かな読書活動や学習活動に対し多面的な支援を引き続き行ってまいります。また、「第3次三芳町子ども読書活動推進計画」に基づき、家読(うちどく)、読み聞かせなどの読書活動が活発に展開される「よみ愛・読書のまち」を更に推進し、生涯にわたり住民の皆さまが様々な場で読書の喜びを共有できるまちづくりに一層努めてまいります。さらに、「第4次三芳町子ども読書活動推進計画」の策定に向け、策定委員会を立ち上げ、令和9年度からの5年間に取り組む読書活動推進に関する方向性や目標、具体的な取組等について、協議を開始いたします。

公民館については、おかげさまで利用件数・利用者数共にコロナ禍前の状態に回復しました。「高齢大学」、「子ども大学みよし」、「マンスリースクゥエアー」等の主たる事業も以前と同様の規模・内容で実施し、一昨年を超えるご参加をいただきました。「みよし町民文化祭」も、町の芸術家が一堂に会し、大変多くのご来場者を迎えて盛大に開催することができました。今年度も「みよしふるさと大使」との連携を活かしながら、全町民との文化交流を促進します。今後も、社会のニーズを適確に捉え、各年代層の特性や要請にもきめ細かに対応した質の高い企画運営を目指します。また、様々な地域資源とのネットワークを有効に活用しながら、まちづくりの拠点として機能するよう、より効果的・効率的な事業展開を図ってまいります。

なお、昨年はすべての館にフリーWi-fiを導入しました。引き続き、館内利用の利便性の向上と利用者の拡大に努めるとともに、IT支援事業として「スマホ教室」等のデジタルデバイド対策に向けた事業も実施してまいります。

また、藤久保公民館については、令和8年度に「藤久保地域拠点施設」へ移転します。施設運営のあり方について検討を進めるとともに、すべての館で管理を徹底しながら、皆さまに満足してご利用いただける安全安心な施設運営に努めてまいります。

文化財は町民共有の財産であり、三芳町が歩んできた軌跡を知り将来の進むべき姿を導く資料であります。昨年度は、文化財の新指定に向けた調査や古文書の修復作業を実施しました。今年度も引き続き、かけがえのない文化財を将来にわたり保護・保存するため、歴史民俗資料館において文化財の調査・保存・修復・展示公開を行うとともに、文化財解説板の更新や広報等を通じ情報発信を行います。

埋蔵文化財調査事業については、昨年度も、遺跡の的確な把握と周知に努め、町内の遺跡について調査を実施し、出土資料の展示・町広報への記事掲載等により、事業者や町民の理解を得る活動を実施しました。今年度も、開発に伴う記録保存調査を行うとともに、開発事業と遺跡保護との調整に引き続き取り組みます。

歴史民俗資料館では、講座、教室、催物(土曜体験・民家歳時記等)を実施し、郷土の歴史や文化に触れる機会の提供に努めてまいりました。今年度も引き続き各種講座・教室等を実施するとともに、郷土芸能発表の機会を提供し文化財の教育普及を図ります。また、町内小中学校との連携を進め、これまで実施してきた収蔵資料等を活用した出前授業や藍染、糸車などの体験授業について更なる周知を図り、児童・生徒の学習機会の拡大を目指してまいります。

三富開拓地割遺跡の普及啓発とビジターセンターとしての役割を併せ持つ旧島田家住宅では、 昨年度も世界農業遺産に登録された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の一端を見学できるよう、さつま 苗床の生態展示や、年中行事の再現など直接触れて感じる活動を通じて、三芳の歴史や文化、季節 の営みを紹介してきました。今年度は、引き続き施設や設備の適切な維持管理に努め、来訪者の利 便性の向上を図るため、ボランティアを活用した事業に取り組み、文化財の普及を図ってまいります。

政策5 芸術文化・スポーツのまちづくり

1924年(大正13年)に第1回デフリンピック大会がフランスで開催されてから100年目を迎える今年、日本で初開催となる「東京2025デフリンピック大会」が11月15日に開幕いたします。2021年に「日本財団パラスポーツサポートセンター」が行った調査では、デフリンピックの日本での認知度は16.3%と低い現状です。町では、全庁的な体制を組み、「全日本ろうあ連盟」や「埼玉県聴覚障害者協会」等と連携し、ろう者のオリンピックである、デフリンピックを広く周知するとともに、多くのデフアスリートの活躍する姿を応援し、選手と交流することで、障がいのありなしに関わらず多様な人が互いに支えあう「共生社会」を実現し、誰一人取り残さない「ウェルビーイングのまちづくり」を目指してまいります。

令和5年度には、「マレーシアデフスポーツ協会」と「事前キャンプに関する協定」を締結しました。 昨年度、事前調査団が来町され、キャンプ地の確認等が行われました。今年度、本町においてマレー シアのデフリンピック選手団の事前キャンプが行われる予定です。選手の皆さまが、万全の体制で 競技当日を迎えることができるよう支援するとともに、マレーシア選手と住民の皆さまがデフリンピッ ク競技のひとつでもあるボウリング等で交流する機会を設けることで、全小中学生や住民がデフリ ンピックを観戦する機会を創出してまいります。 スポーツの推進については、子どもたちの体力向上を目的に、ふるさと大使の「大崎オーソル埼玉」 と協力し、小学校でのハンドボール教室、みよしジュニアハンドボールチームの運営等を行うととも に、アスリート育成とスポーツ振興に向け「スポーツ奨励金制度」による支援を実施しております。 昨年度は、高齢化や多様化する住民ニーズに対応するため、スポーツ推進委員と共にモルック等のニュースポーツの周知活動を実施しました。また、青少年のスポーツ振興のため、オリンピック種目でもある,スケートボード人気の高まりを受け、4月からの供用開始に向けて、総合体育館北側にスケートボード場の整備を行っております。

昨年度、雨天のため総合体育館で開催した「町民体育祭」は、今年度で、66回目を迎えます。地域コミュニティの希薄化により、行政連絡区が一堂に集まり行う体育祭は、多くの自治体で開催できなくなっています。今年度は、引き続き「町民体育祭」に多くの方が参加し、住民の皆さまの体力の向上や地域コミュニティの醸成が進むことを目指し、スポーツ協会、区長会等の協力のもと、運営体制の強化を図ります。また、「東京2025デフリンピック大会」を契機に、スポーツで共生社会を実現するため、指定管理者との連携により、デフスポーツ、パラスポーツ等の体験会やアスリートの講演会等を実施します。

芸術文化は、人々に新たな力や希望を与え、自分らしく、心豊かに充実した生活を送るうえで、重要なものです。これまで「みよし芸術祭」を「2024秋」「2025春」と実施し、多くの皆さまに芸術文化に触れることのできる機会を提供することができました。

昨年度は、若手の育成のための「アフタヌーンコンサート」を毎月開催するなど、住民の皆さまが参加し発表できる場をたくさん設けることができ、多くの方の参加をいただきました。また、コピスみよしと共催で、国内トップレベルの舞台芸術鑑賞事業など活発な住民活動の支援を行いました。さらに、マレーシアのろう者であるバティックアーティスト リム・アヌア氏の来町を契機に講演会や町内及び県庁で作品展を実施するとともに、障がい者のためのダンスワークショップを開催するなど、芸術文化分野での国際交流、共生社会事業を実施することができました。

今年度も、「三芳町芸術文化のまちづくり条例」に基づき策定した「芸術文化推進基本計画」の推進プログラムを着実に実施し、きめ細やかに芸術文化の推進を図り、年間を通じて芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

Ⅲ 健康で元気な笑顔があふれるまち

政策6 安心して子育てできる環境づくり

「こども基本法」の理念に基づき、「こども大綱」及び「埼玉県こども・若者計画」を勘案して「三芳町こども計画(令和9年度~令和13年度)」を策定します。この計画は、「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来に渡り幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として策定するものです。今年度は、基礎調査、現状と課題の分析、骨子案等を作成してまいります。

昨年度制定した「三芳町子どもの権利に関する条例」の記念事業として、今年度は、国連NGO、NPO法人「子どもの権利条約総合研究所」の協力を得て「地方自治と子ども施策 全国自治体シンポジウム」を開催します。子ども政策に関する基調講演、地方自治体からの報告、子どもの各種課題に関する分科会等を2日間にわたり実施いたします。町内外に子どもの権利に関する取組を発信するだけでなく、主催団体や他自治体の知見を吸収し、子育て支援の更なるネットワークの構築に結びつけてまいります。

町は、昨年度、「日本ユニセフ協会CFCI委員会」より「ユニセフ日本型CFCI候補自治体」の承認をいただきました。今後2か年をかけて、「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」に向けた「土台づくり」を行ってまいります。この「土台づくり」のために、ユニセフCFCI委員会で示された「10の構成要素」に基づき事業計画を策定し実施してまいりますが、その基本となるのは、「95cmの目線」、「わかりやすく、子どもへの配慮がなされた」子どもの目線で施策を策定し、実践していくことです。

昨年度、実施したCFCIに関する研修に引き続き、更に全庁的に子どもの権利条約、日本型CFCIの理解を進め、その上で、それぞれの施策を「95cmの目線」で実施してまいります。各施策の進行管理は、「こども政策推進本部」にて統括し、全庁的な連携のもと取り組んでまいります。

様々な施策を子どもの目線でブラッシュアップするために、子どもの声を聴き、それらを具現化するとともに、子どもの意見表明の中から町の施策に反映できる事業に対して、その費用を補助するなど、子どものまちづくりへの参画を促進してまいります。

今年度は、「子どもまちづくり会議」において、CFCIの構成要素に基づいて、「子どもにやさしいまちづくり宣言」の策定、「子どもに伝わる啓発パンフレット」の作成、「子どもの居場所づくり」等を議題として提案してまいります。「子どもの居場所づくり」の提案のため、子どもの意欲や自由な発想を叶える場としての「プレーパーク体験」、自然環境が遊びの一つとなる体験会等をNPO法人や町内団体等のご協力を得て、実施してまいります。

町ホームページ内の子育て支援のページをリニューアルし、昨年度制定した「三芳町子どもの権利に関する条例」やCFCIに係る情報を積極的に発信してまいります。また、イベント情報や子育て施策をわかりやすく、広く周知していくことで、利便性の向上や町のPRにつなげていくとともに、子どもたちの意見表明に必要な情報提供の発信源としても活用できるようにします。さらに、県の電子申請・届出サービスで行っている保健事業等の予約を、電子母子手帳「母子モ」をバージョンアップし、利便性を向上させてまいります。

今年度も引き続き、こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉が連携しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行ってまいります。また、ひとり親家庭や養育支援が特に必要な家庭等対して、関係機関と協力して子どもの居場所を提供し、学習のサポートや生活習慣の形成、食事の提供等、誰一人取り残さない包括的な支援を実施してまいります。

発達障がいの早期発見、専門機関での指導等を行うことで、小学校入学後の適応をスムーズに 行えるよう、就学前の5歳児に「発達の特性に関する健診」を実施します。一次健診で保健師、公認 心理師等の専門職による問診を行い、必要がある場合には小児科医師による二次健診を行い、そ の後のフォローも行ってまいります。

今年度も、保育環境の充実を図ってまいります。町内の民間保育所については、人手不足により、 定員の縮小や一時預かり保育の休止等が発生しています。また、令和8年度から「こども誰でも通園 制度」が開始されることから、保育士の確保が急務となっています。これらに対応するため、民間保 育所業務のICT化を進め、保育士の負担軽減を図る取組に対して支援をしてまいります。さらに、 「民間保育所の職員給与調整事業」の支給額に上乗せを実施するとともに、町内保育所に初めて勤 務する保育士に対して、奨学金返済の支援をし、新規保育士の確保や定着を図ってまいります。

学童保育室については、放課後留守家庭の学習環境を確保します。また、保護者とのコミュニケーションツールを導入し、学童児の安全確認や出欠席連絡を簡易にするとともに、需要が高まる延長保育を検討し、保護者サービスの向上を図ります。

政策7 健康長寿社会の実現

生涯にわたり健やかで、充実して暮らすことができる、健康長寿社会の実現を目指してまいりま

す。

高齢者のフレイル予防対策については、昨年度、「東京大学高齢社会総合研究機構」と協定を締結し、講演会を開催するとともに、フレイルトレーナーやフレイルサポーターの養成・育成により、「フレイルチェック測定会」を開催することができました。今年度は、フレイルサポーターと共に、公民館事業とも連携し、より多くの方へ「フレイルチェック」を実施し、健康寿命の延伸に向けたフレイル予防対策を進めてまいります。また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、「フレイルサポーター」、「チームオレンジメンバー」、「いもっこ体操サポーター」等の養成・育成を更に進め、高齢者の生きがい創出・社会参加機会の確保を図ってまいります。

感染症対策については、帯状疱疹やその合併症による重症化予防に効果が高いと期待されている「帯状疱疹ワクチン接種」を新たに開始します。HPVは、子宮頸がんのほかにも、中咽頭がん、肛門がん等、男性もかかる疾患の原因でもあるとされていることから、HPV9価ワクチンが男性にも承認され次第、速やかに体制を整え助成を行ってまいります。また、令和4年度より実施しているHPVワクチンのキャッチアップ接種が、昨年度で終了しました。今年度は、キャッチアップ接種期間中の3年間に1回以上接種している人については、1年間公費で接種を完了できるよう経過措置を設けてまいります。

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らせることができるよう、共生社会の 実現に向けた認知症施策が求められております。今年度は、認知症サポートセンターの人員を増員 し、「認知症フレンドリー企業登録制度」の創設、「認知症当事者のピアサポート(本人ミーティング) 事業」や「訪問ケア相談」を新たに実施し、相談体制を強化してまいります。

「ささえあい・みよし(生活支援体制整備推進協議体)」では、地域に必要な資源を開発するために、 生活支援コーディネーターにより、各地域で開催される「居場所」や生活支援・移動支援など既存の 支えあい活動への支援継続に加え、地域ニーズにあった新しい活動の創出を行ってまいります。

生活習慣病を予防するためには、食事や運動などの正しい生活習慣に関する知識をもち、実践することが大切です。今年度も、ウォーキングを楽しく続けられ、健康づくりを進めていただくことを目的とした「コバトンALKOOマイレージ」を活用した事業を充実します。

国民健康保険については、被保険者数の減少、一人当たりの医療費の高額化により、財政状況が

悪化しています。このため、国の方針により、国民健康保険を県内で統一していく動きが進められており、令和12年度には完全統一が予定されております。当町においては、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、令和9年度の県内保険税水準の準統一時に、県が示す標準保険税率に合わせる必要があるため、現状の税率との乖離を段階的に改正していくことといたしました。今年度は、新たな税率について住民の皆さまに丁寧な説明と周知を図るとともに、「データヘルス計画」に基づいた保健事業に取り組み、医療費適正化を図ってまいります。

後期高齢者医療制度は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるフレイル対策に引き続き取り組みます。

政策8 人にやさしい福祉のまちづくり

人とひとがつながることで、地域で支えあい、孤独を感じず、一人ひとりが自分らしくいきいきと 生活できるひとにやさしいまちを実現してまいります。

これまで「高齢者にやさしいまちづくり懇談会」を設置し、様々なテーマを設定する中で、高齢者の皆さまのニーズや町の課題等の意見を伺ってまいりました。昨年度は、「藤久保地域拠点施設」のあり方についてご意見を伺いました。今年度も、その年のトピックスにあわせてご意見を頂戴し、「ウェルビーイングのまちづくり」に活かしてまいりたいと考えています。

今年度も、誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていけるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の普及・啓発を図りつつ、権利擁護が必要な人を、必要な時に適切な支援へ繋げるため、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関と地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関の設置に向けて取り組んでまいります。

手話は言語であるという認識のもと、平成27年度に「三芳町手話言語条例」を制定してから、今年度で10周年を迎えます。また、今年度は、「東京2025デフリンピック大会」が開催される年であり、町の手話言語においては重要な年になります。町では、これまで、町内の聴覚・言語機能に障がいがある人に対して、公的機関での手続や相談、社会参加の促進等を円滑に行うため、「富士見市社会福祉協議会」に委託し、手話通訳者の派遣を行ってまいりました。手話言語条例10周年を機に、より身近で手続が行えるよう、今年度から、町が主体となって手話通訳者の派遣を行ってまいります。これとあわせて、住民の皆さまにも手話という言語になじんでいただけるよう、手話に関する講習会

を実施します。多くの住民の皆さまに手話を学んでいただき、手話でも会話をしやすい町を目指してまいります。これを通して「手話」への理解や普及啓発が進み、「東京2025デフリンピック大会」の機運醸成に繋がることを期待しています。

昨年度末、ろう者、難聴者、外国人等音声会話や日本語を話すことが困難な人とのコミュニケーションを容易にし、スピーディにコミュニケーションを図る手段として、透明ディスプレイによる双方向コミュニケーションシステムを導入したところです。これにより、心のバリアフリーの実現や窓口業務の短縮を目指してまいります。

こども食堂への支援については、令和2年度に助成事業を開始し、これまで、「地方創生臨時交付金」等を活用し、助成をしてきたところですが、昨今の社会状況を鑑み、昨年度から、町独自の施策として既存のこども食堂に対し助成を行うことにしました。今年度は、新たに立ち上がるこども食堂を含め、助成を行ってまいります。

これまでも金婚式(婚姻50年)を迎えるご夫婦へ記念品等をお贈りしてきましたが、今年度から、記念式典を開催し、表彰、記念撮影、記念品の贈呈等を実施し、皆でお祝いをしてまいります。

IV 安心して便利に暮らせるまち 政策9 持続可能で快適に暮らせるまちづくり

町の総合拠点「文化・行政拠点ゾーン」については、昨年度、庁舎南側のインターロッキング部分のバリアフリー改修工事を実施しました。今年度は、庁舎の空調関係機器や高架水槽等の更新、劣化している庁舎外壁改修に向けた外壁劣化調査を実施します。

藤久保地区の「文化行政ゾーン」については、昨年度、「集い・学び・育つ 輝く未来創造拠点」を目指し、「藤久保地域拠点施設整備事業」として、実施設計を行い、建設工事に着手しました。今年度は、令和8年の供用開始を目指し、住民の皆さまの意見を聴きながら、未来に向けて長く町民に愛され、賑わい、交流が生まれる町のランドマークとなる施設整備を進めてまいります。

令和の森公園につきましては、昨年度、更に快適かつ安全に利用できるよう、通常の維持管理に加え、ナラ枯れや老木等による倒木の対策として、枯損している樹木の伐採を行い、また、防犯対策として、防犯カメラを設置しました。今年度は、「せせらぎ水辺広場」を更に充実させるべく、春夏の水

辺や修景による賑わいとあわせ、秋冬の修景を彩る草花を植樹してまいります。さらに、オープンフォレストとして、ガーデンツーリズムに対応できるよう、周辺の用地取得について、測量や土地鑑定評価等の調査を実施してまいります。

都市公園や子ども広場については、身近な交流の場として快適に利用できるよう、公園内の清掃や樹木の剪定、花壇の手入れを行うとともに、安全安心に過ごせるよう遊具の点検、修繕、樹木の伐採や主要公園に防犯カメラを設置し、より安全性の高い公園を目指し管理を行っています。

また、昨年度、公園でのボール遊びに対する要望に対し、これまで利用されている皆さまと共存しながら利用できるようルールを定め、木ノ宮第3子供広場をボール遊びが出来る公園としました。今後、利用動向を見守りつつ、ボール遊びが出来る公園を増やしていけるよう検討してまいります。

公園の樹木については、昨年度に引き続き、ナラ枯れや老木等による倒木の対策として、枯損している樹木の伐採を行い、更新してまいります。また、安全対策として老朽化した遊具の更新にあたり、身体に障がいのある子どもたちも遊べるインクルーシブ遊具の設置を行い、より多くの子ども達が公園を利用できるよう交流の幅を広げてまいります。

地域交流や活動の拠点を結ぶ都市交通軸である都市計画道路については、「竹間沢・大井・勝瀬通り線」において、県道三芳・富士見線交差点から唐沢小学校までの用地取得が完了し、約240mの区間の道路築造工事を実施しています。今年度は、更に約75mと約140mの2工区による道路築造工事を施工します。また、将来的に、竹間沢地域の国道463号線(浦和所沢線)から町道幹線23号線までの整備に向け、用地取得に必要な測量調査を実施してまいります。

昨年度、町の全橋梁28か所の「橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託」を実施し、今後の橋梁修繕計画の更新を行いました。当橋梁修繕計画のうち、早期の補修が必要と認められた関越自動車道に架かる橋梁3橋について、修繕工事委託に向けた基本協定を「東日本高速道路株式会社」と締結しました。今年度、修繕工事に着手する予定です。

「地域公共交通協議会」で2か年をかけて策定してきた「地域公共交通計画」が、昨年度、完成しました。「ひと・まち・みどりをつなぐ 幸せ(ウェルビーイング)の基盤 公共交通ネットワークの構築」を基本理念とし、「誰もが移動しやすい公共交通」「まちづくりと連携した公共交通」「わかりやすい公共交通」の3つの基本方針のもと、計画を実行してまいります。

今年度は、当計画に基づき、町の主要拠点と各地域拠点を経由する定時定路線型の循環ワゴンの実証実験を3コースで実施します。道路幅員が狭い地域もカバーできるよう普通乗用車(ワゴンタ

イプ)を活用し、近隣の鉄道駅へ接続することで、既存路線バスの補完も担うものとし実験を進めてまいります。また、平成30年度から行っている「公共交通補助事業・高齢者免許自主返納支援制度」を継続して実施します。

政策10 安全で安心して暮らせるまちづくり

昨今、「トクリュウ(匿名・流動型犯罪グループ)」等による、一般住宅を狙った凶悪な侵入犯罪が全国的に多発しています。これらを未然に防ぎ抑止するため、住民の皆さまが購入する防犯カメラやセンサーライト等の住宅用防犯設備購入に対して、予算を繰り越し、費用の一部を補助してまいります。

これまで、「建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震による既存住宅の倒壊被害を防ぎ、耐震化 を促進するため、耐震診断、耐震改修、建替の実施や通学路・緊急避難路等に面した倒壊の恐れの あるブロック塀等の撤去工事等を行う所有者等に対し、その費用の一部を助成してまいりました。

今年度は、耐震補強の代替措置として、家屋が倒壊しても一定の安全な空間が確保され、人的被害を軽減できる「耐震シェルター」や「防災ベッド」等の購入に対して、費用の一部を助成してまいります。

住宅火災を早期に発見し、住民の皆さまの安全安心な生活を確保するため、平成18年度以前に 建築された住宅へ設置する火災報知器の購入に対して、助成を行ってまいりました。引き続きこれ を継続し、火災報知器の普及を図ってまいります。

これまで、「NPO法人埼玉県防災士会」等のご協力を得て、防災リーダー対象講座として「避難所運営ゲーム」を、一般住民講座として「パパママ防災教室」等をそれぞれ実施してまいりました。これからも、地域の住民の皆さまの意見を聞きながら、様々な視点による防災課題に対応した「防災講座」を開催し、地域防災及び自助・共助の意識が更に向上するよう啓発を進めてまいります。

消費者トラブルへの対応については、毎年多様化、複雑化している状況であり、適切な研修を受講した専任相談員による相談を行うとともに、地域や学校と連携して、高齢者や民生委員、小中学生等への消費者教育を、引き続き実施してまいります。また、これまで「NPO法人埼玉消費者被害をなくす会」等と連携してきた「サポーターの養成講座」についても、引き続き実施し、消費者に必要な知

識や情報を提供し、賢い消費者の育成に努めます。

働く意思と能力を持ちながら家庭外で働くことが困難で、雇用の機会を得ることができない人に対して、今年度も引き続き、内職に関する相談、斡旋、情報提供等をしてまいります。2市1町共同で新規事業者を開拓するなど、雇用の拡大も図ってまいります。

政策11 人と行政が情報でつながる便利なまち

マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」の導入により、住民異動届や証明書交付時における住民の皆さまの窓口負担を軽減してまいりました。今後も対象手続を拡大し、窓口ごとでの申請書の反復記入等を減らし、正確に短時間で処理が終わるよう、住民サービスの向上に努めてまいります。行政手続のオンライン化については、昨年度、対象手続を62件増やし、延べ約5,200件と多くの住民の皆さまに利用いただいております。今後も手続数を増やし、来庁負担の軽減を目指します。また、「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用し、町で管理している都市計画や道路情報等の地図情報を来庁することなくインターネット上で手軽に閲覧できるシステムの導入や役場からの各種通知をいつでもどこでも確認できるマイナンバーカードを活用した「デジタル郵便アプリ」を導入しました。引き続き、行政手続や窓口業務オンライン化など、利便性を実感できるような住民サービスの提供に向けて、誰一人取り残さないように多様なニーズにあった様々なデジタル技術を活用しDXを推進してまいります。

昨年度は、戸籍謄本等の広域交付を実施し、本籍地が三芳町以外でも戸籍謄本等の申請ができるようにいたしました。今年度からは、戸籍の振り仮名法制化による、氏名の振り仮名の確認作業が始まり、1年間の届出期間が設けられ、その後氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。振り仮名が公証されることで、行政のデジタル化の基盤整備が進み、事務の効率化が図られるなどの効果が期待できます。また、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続のため、役場に来庁される方が急増していることから、これまでの普及啓発に加え、今年度は、手続場所を出張所や郵便局窓口まで拡大し、利便性の向上に取り組みます。

旅券(パスポート)のオンライン申請を、新規申請まで拡大します。また、昨年度末から、「2025年 旅券(パスポート)」の発給を開始し、顔写真ページをプラスチック製に変更し、偽造・変造対策を強化しました。今後も、デジタルツールを活用し、住民の皆さまのサービス向上に努めてまいります。

これまで納税方法の利便性の向上に向けて「ペイジー口座振替受付サービス」「スマートフォン決済アプリ」等地方税の電子納税の普及を進めてまいりました。昨年度は、給与所得に係る特別徴収税額通知(納税義務者用)について、特別徴収義務者から申出があった場合には、eLTAXを経由して電子データで受け取ることができるようになりました。今年度からは、個人住民税の申告が、eLTAXを経由して電子的に送付することができるようになります。引き続き、更なる利便性の向上と税務のデジタル化を促進してまいります。

多くの世代に分かりやすく、読みやすい広報誌づくりを心掛け、紙面のデザインや内容を工夫し、より充実した紙面づくりを行うとともに、様々な媒体を活用し、スピーディで正確な情報をわかりやすく発信してまいります。

広聴活動では各行政連絡区において、「まちづくり懇話会」を実施し、前年度比約25%増の326名の住民の皆さまにお越しいただきました。「第6次総合計画」「藤久保地域拠点」「公共交通」等を説明するとともに、地域の課題について懇談し、ご意見をいただくことができました。さらに、「町長の事業所訪問」を4回実施し、まちづくりに関する意見交換や地域活性化にかかる情報交換を行うとともに、「町長への手紙」「町長へのメール」により多くのご意見、ご提案をいただきました。引き続き様々な機会を通して、多くの意見を聴取し、町政に活かしてまいります。

政策12 地域の魅力が輝くまち

町制施行55周年を迎える11月にこれまで町政の発展にご尽力をいただいた関係者の皆さまや関係団体等を招き、コピスみよしにおいて「町制施行55周年記念式典」を開催します。式典にあたっては、町に功績のあった個人、団体等の顕彰式、1989年「三芳生誕100周年」を記念した「タイムカプセル」の開封式、「藤久保地域拠点施設」の愛称発表、金婚式、「子どもにやさしいまちづくり宣言」等を行う予定です。

また、町内で開催される様々なイベント「子どもフェスティバル」、「みよしまつり」、「町民文化祭」等や事業に町制施行55周年記念事業の冠をつけるとともに、ロゴマークを作成し、住民の皆さまと共に町全体で55周年の機運醸成を図ってまいります。

これまで、世界農業遺産、ガーデンツーリズム、スマートIC、藤久保地域拠点施設等、町の資源や特性を活かし、これらを発信することで、移住・定住人口や交流・関係人口の獲得につなげてまいり

ました。昨年度、埼玉県が「住むなら埼玉官民連携協議会」を発足したことから、その構成団体として、 特に子育て世帯の移住者獲得を目指す取組として、移住&シティプロモーション動画を、現在、公開 しております。また、東京有楽町にある「住むなら埼玉移住サポートセンター」と連携し、移住を考え ている人に対し町を紹介するなど、県や民間企業と連携し、移住促進を図っております。これからも、 町内の施設等を活用して、町の魅力を発信し、来訪者を増やすことで、移住・定住に結びつけてまいります。

シティプロモーション政策としては、「広報みよし」、各種SNS、動画等を活用し、町内外に町の魅力を伝え愛着意識の向上、定住・交流・関係人口の増加を目指してまいりました。

「広報みよし」については、多くの世代に分かりやすい情報を届けるため、オールカラーで見やすく、紙面デザインや内容を工夫するとともに、ロゴマークを刷新しました。また、SNSを活用した情報発信、町の魅力発信を積極的に行い、特にインスタグラムにおいてはショート動画を多く投稿し、町の様々な取組について発信しました。フォロワーも毎月増加しており、町内外に向けた町のPRにも大きく貢献しました。

また、官民連携によるシティプロモーション特設サイト「わが街ポータルサイト」を行政、個人、企業、団体の情報が一堂に集まる「プラットフォーム」と位置づけ、町内外問わず多くの人に情報を発し、地域の活性化に繋げてまいりました。さらに、これまで、町にゆかりのある各分野で活躍する個人、団体をふるさと大使に任命し、内外の各イベントに際して、町の魅力を広く発信していただき、町のイメージアップを図ってまいりました。昨年度は、新たに5団体を任命しました。今年度は、これらの取組を更に増強するとともに、ふるさと大使との連携を強化し、町の魅力アップを図ってまいります。

政策13 安定的で持続可能な行財政運営

今年度も、質の高い行政運営を行うため、有能な職員の登用、能力の向上、人材育成を図るとともに、DXを推進し、安定的で持続可能な財政運営を図ってまいります。

昨年度は、専門職の職員を確保するため、採用試験の時期を調整することにより、求める人材を確保することができました。今後におきましても採用方法の工夫を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。これまでも、若年層における給与水準の引き上げ等、公務の変化に応じた給与制度の整備を行ってきたところですが、今後におきましても、早期昇格者や民間からの中途採用者等の処遇改善などを行い、専門性のある職種や幅広い年齢層の人材確保に努めてまいります。

行政需要の増加に伴い、本町の職員数は微増傾向にありますが、職員数の増加は財政負担にも 影響を及ぼすものであり、限られた予算の中、ますます効率的、効果的な組織体制のもと適切な定 員管理が求められているところです。業務内容や職務・職責を整理することにより、非常勤職員の新 たな任用形態を導入するとともに、更なる活躍ができる環境を整備するなど、人材の確保を図って まいります。

また、障がい者雇用の促進と安定を図ることは行政の重要な役割であり、雇用の拡大や定着の促進に取り組んでいるところです。今後も「障害者活躍推進計画」に基づき障がい者雇用を推進し、誰もが活躍できるまちづくりを目指してまいります。

社会全体で急速なデジタル化が進展しており、地方公共団体においても多様化・高度化する行政 需要に機動的に対応するとともに、デジタル技術の活用により業務効率化を図り生産性を高め、人 的資源をより一層の住民サービスの向上につなげていくためDXの推進が求められています。

これまでも、令和3年度に導入した「ペーパーレスシステム」等をはじめとし、庁内資源やコストの削減等、RPA等を活用した行政事務の効率化を進めてきました。昨年度、文書のデジタル化・ペーパーレス化を図るため、「文書管理システム」を導入し、文書事務の効率化や保存文書の適正化を進めてきました。今年度は、全庁的により一層のペーパーレス化を実現するため、財務会計事務をデジタル化する「電子決裁システム」を導入し事務の効率化やテレワーク等の働き方改革を推進します。

また、行政事務の効率化や業務改善を図るため、昨年度は、「職員間コミュニケーションツール」や「AI議事録音声テキスト化ツール」、「勤怠管理システム」等のデジタル技術の活用により、定型業務の業務改善、服務管理の適正化等を進めてきました。今年度は、引き続き、デジタル技術を活用した業務改善等を推進するため、自治体が保有するデータを取り込み、安全な環境で回答を生成する「生成AIデジタルツール」を導入し、業務効率や生産性を高め、迅速な行政サービスの提供が行えるよう全庁的なDXを推進します。

DXの推進には、デジタル人材の育成が急務であり、所管する職員だけではなく、それぞれの分野の実務を理解している職員が主体的に動ける体制を整備し、職員のスキルアップを図る必要があることから、引き続き「デジタル人材育成研修」を実施します。

なお、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化による利便性向上や行政運営効率化のため、国が整備するクラウド基盤(ガバメントクラウド)を利用した標準システムへ、標準化対象業務を移行する「標準準拠システムへの移行」については、今年度中に行う予定です。

ふるさと納税は、対象経費の拡大、地場産品基準の厳格化等、国の制度変更により、最大4億円

を超えた寄附額が約5千万円まで減少してしまい、大変厳しい状況にあります。今年度は、ふるさと納税事務を包括的に委託し、新たな返礼品の開拓、郵送経費の圧縮、サムネイルの改善等により、 寄附額の増加を目指してまいります。

政策14 暮らしを支える上下水道

1月28日に発生した八潮市での道路陥没事故では、いまだトラックの運転手が取り残されている状況であり、早急な救助を願うものです。

町ではこの事故を受け、県と町との下水道接続箇所や中継ポンプ場の周辺など、町内の重要な下 水道施設に対し緊急点検を行い、問題のないことを確認しております。

埼玉県の緊急点検では、下水道施設内部の腐食や管のずれなど3か所の異常個所が発見されています。発見された箇所は、本町の下水が処理される新河岸川水循環センターに向かう下流に位置し、同様の事故が発生した場合、本町を含む10市3町の約150万人への影響が考えられます。

このような埋設物に起因した事故は、いつ、どこで発生するか分からないことから、日常から「災害対策協力会」等と連携し、緊急時に備えてまいります。

水道事業については、安全安心で安定した供給に向けて、昨年度に引き続き計画的に工事を実施します。主に既設配水管の布設替や浄水場の設備の更新等を実施します。平成27年度から竹間 沢東地区で継続して実施している耐震化を図るための配水管布設替工事については、本年度の工事が完了しますと進捗率は93%となり、令和8年度までに完了する見込みです。

一般下水道における雨水対策事業につきましては、雨水管に流れる流量などを調査し、ボトルネックとなる箇所の改善や貯留施設の設置により、浸水地域の解消を図ってまいります。また、「内水ハザードマップ」の更新等により、最新の浸水エリアを周知することで防災意識の向上を図ります。

公共下水道については、関越自動車道西側地域の汚水流下能力向上のため、汚水管布設替工事を実施します。また、令和5年度より実施している「公共下水道全体計画及び事業計画」の見直しについては、事業計画の変更に基づき、都市計画の変更手続を進めてまいります。

V 豊かで持続可能な産業があるまち 政策15 活力あふれる商工業

現在、三芳スマートICに隣接するエリアに計画している「(仮称)地域活性化発信交流拠点」につ

いては、町のイメージ向上を目指す情報発信機能と地域の多業種が連携して活力創生につなげる 商業拠点を目指し、昨年度、基本コンセプトや導入機能、配置計画等を定めた「基本計画」を策定し ました。今年度は、「基本計画」をより具体化するため、需要予測やソフト対策等を検討し、概略設計 など、施設の最適化を図った「整備計画」を策定する予定です。昨年度末に、「学校再編等審議会」か らの答申を得て、上富小学校を三芳小学校に統合し、上富小学校を廃校にする方針となったことか ら、スマートIC周辺と廃校跡地という二つのエリアの導入機能の分散等について、改めて研究し、投 資経費の圧縮や地域にとってよりよい施設配置と需要を見極めてまいります。

現在、産業基盤の整備のため、三芳スマートIC周辺の北永井坂下地区と竹間沢通西地区について、関係機関との調整を進めています。北永井坂下地区では地区計画による開発の運用についての協議を行い、また竹間沢通西地区では、土地区画整理組合設立準備会により業務代行予定者が選定され、その技術を活用しながら土地区画整理事業の認可に向けた業務を進めているところです。今年度も産業基盤整備のため、引き続き関係機関との調整を進めてまいります。

小規模事業者の経営発達を支援するため、昨年度、三芳町商工会とともに「商工会経営発達支援計画」を策定しました。今年度は、これに基づき、事業環境変化に応じたビジネスモデルの再構築を行った小規模事業者に対して、支援をしてまいります。また、中小企業の設備投資を支援するため、「導入促進基本計画」に沿って、生産性向上に向けて努力する中小企業者へ固定資産税等の特例措置等により支援してまいります。

昨年度、「藤久保中央通り商店会」の全28基の街路灯のLED化を実施いたしました。商工業の活性化のため、引き続き、商店会や商工会に対して、補助を実施するとともに、業況の悪化している業種に属する中小企業者や新型コロナウイルス等の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者に対してセーフティネット保証制度の認証を実施してまいります。

また、起業を検討している方に対しての創業支援を、「三芳町商工会」、「創業ベンチャービジネスセンター」と協力して実施するとともに、今年度も継続して町内企業等の安定した経営を支援してまいります。さらに、就労者支援として、関係機関や企業と連携した就職説明会、求人情報等の提供、各種セミナーについても、引き続き実施してまいります。

政策16 地域の特色を活かした農業の活性化

令和5年度に世界農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」については、昨年度、認定地域のPR事業として、この農法を将来の世代や多くの世代に継承・啓発していくため、一般の人や小学生を対象に「農業遺産農業塾」を実施しました。一般の人には、町内の実践農業者から直接、野菜の種まき、肥培管理、収穫等の一連の農作業を指導いただき、実際に農作業体験をしていただくとともに、この農法の理解を深めていただくため、実際に地割の見学や農法の説明を実施しました。また、この地域や将来を担う小中学生には、専門的知見を有する講師に、この農法が生み出す土壌について、分かり易く講義をいただくとともに、「出前学習事業」を実施し、地域への愛着や誇りの醸成につなげました。さらに、この農法の一端を体験できる「体験落ち葉掃き」を実践農業者や関係団体、企業等の協力のもと実施しました。また、「落ち葉マップ」を作成し、実践農業者が独自で企画する落ち葉体験事業をサポートするとことで、幅広い方々に当地域に伝わる農業の知恵や自然・文化に触れていただきました。今後も引き続き「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の維持・保全及び農法の情報発信に努めてまいります。

これからも、この農法の維持、保全、発展等を図るため、世界農業遺産を保有している地域との交流や情報発信を積極的に展開してまいります。また、各地で行われる会議、学会等への参加を通して、世界の動向を把握してまいります。昨年度は、同時期に世界農業遺産に認定された、韓国河東郡との交流事業等を通して、農法の情報発信を行いました。今年度は、「武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会」として韓国河東郡との交流事業を実施することで、更なる維持・保全意識向上や価値の創出を図ってまいります。

昨年度も「産業祭」において、農産物品評会が開催され、農業者の皆さまが丹精込めて作り上げた、三芳町の魅力の一つである「みよし野菜」が会場に並び、訪れた大勢の人に提供することができました。また、「世界一のいも掘りまつり」では、いも掘りだけでなく、特徴的な長い畝から続く平地林の散策等を体験することで伝統農法の発信を実施することができました。今年度も都市近郊農業の魅力を伝えてまいります。

農業者の経営安定を図り、もって効率的・安定的に農産物を生産することを目的に、機械・施設等の整備費等の一部を助成する農業改善補助を始め、「4Hクラブ」、「農業経営研究会」、「川越いも振興会」、「茶業研究会」、「農家組合」等の団体や農業後継者への補助金等につきましても、引き続き実施してまいります。

高齢化や人口減少による農業者の減少や遊休農地化等に対応するため、農地が利用されやすく

なるよう、農地の集約化等に向けた取組が全国で喫緊の課題となっております。本町でも地域での話し合いにより、将来の町の農地利用の姿を明確化するため、昨年度作成した「地域計画」を踏まえ、農地の集約・集積化を図り、将来の町農業の維持・発展を推進します。

また、新たな遊休農地対策として、管理不全となった農地に対して、除草作業を町が斡旋する仕組み「農地適正管理作業受託事業」を立ち上げ、地域の農業者と共に農地の適正管理を図ることで一層の集約・集積化を目指してまいります。

政策17 訪れる人が笑顔になる観光振興の推進

庭園や公園等が連携し、地域の魅力向上を図る「庭園間交流連携促進計画登録制度」の探訪部門に登録された、町のマイクロツーリズム「みよし野ガーデン里山探訪」ですが、昨年度は、パンフレットの作成やSNS等によりツーリズムの周知を図るとともに、四季を通して武蔵野台地の庭園文化を巡るツアーとして、農業遺産と連携した「みよし野ガーデン里山探訪バスツアー」を3回開催しました。春は茶園での茶摘みや庭園での花の鑑賞、夏は夏野菜の収穫体験や里山の散策、みよし産そば・みよし野菜の堪能、冬は落ち葉掃きや野菜の収穫体験と、町の里山・農・花を体験していただきました。

今年度は、これらの事業の更なるブラッシュアップを図り、旅行会社等とツアー構築やPR事業を 実施することで、効果的な周知と認知度向上を目指すとともに、オープンガーデンやオープンファー ムに協力いただける農業者等を募集、拡大し、観光関連事業者との連携を強化することで「観光協 会」等の組織の構築を目指してまいります。

VI 緑と文化のなかでこころ豊かに暮らせるまち 政策18 次世代につなぐ歴史・芸術文化のまちづくり

多くの住民の皆さまが芸術文化や伝統芸能に触れることができるよう、様々な機会を通じ、芸術文 化活動を展開してまいります。

小学校全校での「アウトリーチ」事業、「中学生芸術鑑賞会」、中学校全校での「スプリングコンサート」を指定管理者と共に、引き続き実施してまいります。また、障がいを持つ人の芸術文化活動への参加を促進するため、打楽器や陶芸等のワークショプを継続して実施します。「みよし芸術祭」をはじめとした多様な芸術文化事業の情報発信を充実させ、住民の皆さまが芸術文化と出会う機会を広

げてまいります。

今年度も、住民が主体となる芸術文化事業を町が支援する「芸術文化支援事業」を5公演選定しました。町内で活動する多くの文化団体やサークル等が自立し、活発になることで、芸術文化によるコミュニティの活性化を目指します。また、文化会館に親しみを感じていただけるよう、施設設備においては定期的なメンテナンスと早期の修繕工事等を実施し、適切な維持・管理を図り、誰もが親しみやすく活動しやすい文化拠点づくりを行ってまいります。

郷土芸能の継承については、昨年度、子どもを対象とした体験教室の実施や、歴史民俗資料館において「郷土芸能のつどい」を実施しました。今年度も、引き続き体験教室や「郷土芸能のつどい」を開催するとともに、後継者の育成支援や保持団体の活動支援を推進します。

政策19 暮らしやすく持続可能な環境基盤づくり

地域環境の美化については、「環境美化地域清掃活動」や「まちかど花いっぱい運動」などの取組へ地域の多くの皆さまが参加され、地域に根差した活動が行われています。引き続き、これら地域環境美化活動への支援を継続してまいります。あわせて、「三芳町をきれいにする条例」に基づき各地域課題に沿った「環境美化推進委員会」の活動を継続し、更なる地域美化の推進を図ります。

不法投棄対策につきましては、予防防止策としての不法投棄禁止看板の提供と不法投棄がされた際の「不法投棄物撤去費用補助制度」を継続するとともに、不法投棄パトロールの強化などの取組を行ってまいります。

ゴミの減量化については、広報やホームページ等による周知のほか、小学生に対する環境学習や 職員による「出前講座」を実施するなど、意識啓発の取組を継続して行います。食品ロス削減への取 組であるフードドライブ活動については、民間企業をはじめ活動の広がりが見られており、今後も 様々な主体によるフードドライブ活動が円滑に行われるよう支援を行います。また、物をできる限り ごみとしないことが必要であることから、フリーマーケットの開催や民間企業との協定に基づく不用 品の買取り先の情報提供等により、リユースの取組を推進してまいります。限りある資源をごみとし て排出せず効率的かつ効果的にリサイクルするため、ごみの適正な分別について「ごみ分別マニュ アル」やアプリを活用し周知を図ります。あわせて、資源リサイクルに取り組む企業との連携により、 身近なところからできるリサイクルについての啓発活動を継続します。

全国各地に多数立地している、金属等再生資源物の屋外保管場所については、操業に伴う騒音、

振動、不適切な保管による火災等が発生し、大きな問題となっています。昨年度、埼玉県が条例を制定した動きを受け、町としても、県条例に規定のない立地基準等を追加した独自条例を制定し、住民の生活環境の保全を図ってまいります。

政策20 未来につなぐ自然環境の維持

「まちかど花いっぱい運動」により、緑化活動を住民、事業所、団体等で共に推進します。また、住宅敷地内緑化を進めるため苗木の配布を行い、身近に緑を感じられる環境づくりを進めます。さらに、「埼玉県緑のトラスト第14号地」など、町内の緑地を活用した自然体験学習をボランティア団体等と連携して実施し、自然への関心と興味を深め、貴重な緑を保全していく機運を醸成します。

町内の平地林は、社会情勢の変化等により特に薪炭林としての役割が失われ、伐採が行われない状況が続き、樹木の高木化・高齢化が進んでおり、維持管理が困難な状況となっている箇所が多く見られます。昨年度、町有林において、「平地林再生事業」を実施し、約1,000㎡を対象に萌芽更新のための伐採等を行い、あわせてボランティア団体等の協力を得て植樹を実施いたしました。今後も林床管理を継続するとともに、苗木の状態や萌芽の状況を確認しながら必要に応じて補植を実施し、確実な平地林再生に向け取り組んでまいります。萌芽更新による平地林再生までの姿や、その管理状況等を広く公開し、環境教育などへの活用を図るとともに、訪れた人々へ江戸時代から継承されてきた平地林を後世に継承するための取組として、広く発信してまいります。

また、町内の平地林は民有林がほとんどであり、社会情勢の変化等による開発行為や経済的な理由等から放置され管理不全な状態になるなど、平地林としての姿を維持することが困難となっています。このようなことから、民有林の再生を目的として、新たに平地林再生に必要な伐採及び植樹の費用に対する補助制度を創設します。さらに、山林の減少を防ぎ、自然景観の保持を目的として、民有林の公有地化、開発行為等にかかる緑化基準等について規定する条例の制定をしてまいります。

これに併せて、平地林の維持・創出を図るため、農用林の法的な位置づけの研究などその手法や実現可能性についての調査研究を行うとともに、必要な要望を行ってまいります。

地球温暖化対策の推進については、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)」に基づき、脱炭素社会実現に向け関係主体が自分ごととして取組を行っていただけるよう、情報提供や周知・啓発を進めてまいります。また、再生可能エネルギーの普及促進のための住宅用太陽光発電システム等購入補助や温室効果ガス排出抑制のための次世代自動車購入補助を継続してまいります。町では、昨年度、庁用車に電気自動車1台を導入しました。今年度も、更に電気自動車を1台追

加導入し、公用車のEV化を推進します。

「みよしフォレストシティ構想」については、『緑のネットワークプロジェクト』の「緑化の推進」「公園の保全・活用」、『アグリプロジェクト』の「農業遺産の推進」「ガーデンツーリズムの推進」、『スーパーシティプロジェクト』の「交流拠点での賑わいの創出」「シェアサイクルの利用促進」「環境教育の推進」等それぞれの施策目標を重要政策会議にて全庁的に管理し推進を図るとともに、「みよしフォレストシティ構想推進会議」にて学識経験者等の外部の視点による進捗管理を経ながら、着実に進めてまいります。

持続可能な開発目標(SDGs)への取組方針や行動計画を宣言する町内企業等については、昨年度、52者となりました。これら町内企業等と連携し、子どもたちへのカーボンニュートラルに関する環境エネルギー教育やSDGs講座「子どもにやさしいコミュニティとは?」の実施、産業祭への出展等を実施するとともに、SDGsの取組に熱心な企業等に対して、表彰を実施しました。今年度は、「共創のまちづくり」に取り組むパートナーと連携し、更なるSDGs事業への取組を行い、宣言企業等の拡大を目指してまいります。

むすびに

「上善は水の若し。 水善く萬物を利して争はず。 衆人の悪む所に處る。 故に道に幾し。」 『老子 道徳経』八 (※9)

訳)最も善い生き方は、水の様に生きる事だ。水ほど大切なものはないが、自分でそれを誇らないから他人と争うことはない。水はいつも低い所へと流れ、へりくだっているから他人とぶつかることはない。この生き方こそが人間の理想。何故ならこれが「道」の生き方でもあるからだ。

今年の干支の十二支は、「巳(み・へび)」年にあたります。

へびは、古来から「水の神」とされていました。その「水」から何を学び、今年の生きる指針とするのか。「水」にまつわる言葉は多くありますが、真っ先に浮かんだのが上記の言葉です。

「水善く萬物を利して争はず。衆人の悪む所に處る。」

この生き方こそが、人々の心を一つにし、社会を調和に導いていく上で最も重要であり、現代社会のリーダーに求められている心構えではないかと思います。

企業等で講演をされている東洋思想研究家の田口佳史氏は、『老子』との出会いで人生は変わったといいます。

田口氏は、新進の記録映画監督であった25歳の時、タイのバンコク郊外で記録映画撮影中に二頭の水牛に襲われます。逃げるすべもなく角で右の腎臓を突かれ、空中に放り投げられました。体は裂かれ、背骨の一部を吹き飛ばされ、内臓が飛び出しました。地面に叩きつけられても水牛の攻撃は終わることもなく、再び他の水牛から背中を突かれ放り投げられました。この凄惨な血祭は十五分ほど続いたそうです。

瀕死の状態でバンコクの病院へ運ばれ、生死をさまよいながらも一命を取り留めます。病院で療養中に在留日本人が差し入れで置いていったのが、中国の春秋時代の哲学者老子の教えを著した『老子』でした。この書物によって田口氏は、『老子』をはじめ東洋思想の研究を始められました。(※10)

4年前に田口氏の半年にわたる講演会に参加させていただきました。(※11) その中で、氏は、現在、日本は三つの危機に瀕していると訴えています。

第一の危機は「地球の危機」、産業革命以降、地球に大きな負荷がかかってきて、今や地球が壊れそうになっていると指摘しています。 二つ目は「世界の危機」、この三世紀あまり私たちが人間の指針として信じてやってきた近代西洋思想が行き詰っていると分析しています。多くの知見者は西洋思想と東洋思想の知の融合の時代となると説いているが、その指針が定まるまで、その空白を埋めるために、みんな自国ファーストで国家目標は自分の国を富ますことになっているといいます。この危機を克服するには世界を平和にするという目標を全世界で共通にしなければいけないと強調されています。 三つ目は「日本の危機」で、そうした国際情勢の中で、日本に継承されてきた仏教、儒教などの伝統文化、思想が世界で果たす役割は大きいと私たちを鼓舞しています。

中でも「世界の危機」とされる近代西洋思想の行き詰まりと自国ファースト化は、4年前の国際情勢から比較して、さらに加速されているように感じます。

「国を富ます」ことは国家運営の重要目標でもありますが、世界が自国ファーストになってしまったら世界各国が争い、その行く先には、氏が指摘するようにこの三世紀の間、世界で繰り広げられてきた覇権主義がさらに勢いづき、人類の目標である世界の平和は遠のくばかりのように思えてなり

ません。

「君子は義に喩り、小人は利に喩る」『論語』里仁第四

訳)君子は義に敏感であるが、小人は利に敏感である。

この言葉は、大国、または先進国が必ずしも「君子国家」ではなく、小国、発展途上国が「小人国家」ではないことを意味しています。

私たちが一自治体として歩む道は、「義」なのか「利」なのか。私たちが目指すべき理想の治政は、「君子自治体」であり、正義や真実を追求し、それを行動規範にすべきです。人類が目指すべき普遍恒久的な目標である「法の支配」「自由」「人権」「平等」「平和」「共生」などの価値の実現にあります。その判断基準となるのは、誰一人取り残さない幸せな社会、世界の実現はどちらが可能なのかという点に帰結します。「義」も「利」も大切ですが、「利を見ては義を思い」「義にして然るのちに取る」(『論語』憲問第十四)とあるように、世界をリードする大国が「利」に傾きすぎている今日、今は何よりも「義」を重んじなくてはいけないと考えます。

田口氏は、70代になった時、自身を励ましてくれている言葉として下記をあげています。

「ことごとく以って人の為にして、己愈々有す。 ことごとく以って人に與へて、己愈々多し。」 『老子 道徳経』八十一

訳)何もかもすべて他人のためにしながら、かえって自分がますます持つことになり、何もかもすべて他人に与えながら、かえって自分はますます豊かになる。

そして、氏は、「持つべき精神は「他人の為」のみであり、それに徹して生きることを自分に銘じている」と加えています。

人の為にして、人に與へて、、、。

近年、尊敬してきた多くの方々が帰幽されています。それぞれの生前の生き様を見ると、「生きるとは誰かのために生きる」ことだと語っているように思えてなりません。その生き様は、「自利」ではなく「利他」にあり、「他人の為」という倫理観が根底にありました。日本人には、そうした「他人の為」に

生きる精神性が継承されてきています。

それは、「上善は水の若し」にも通ずる心です。

この心をもって町政進展、住民福祉の増進に励んでまいります。

議員各位をはじめ多くの住民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度施政方針といたします。

※1 ネイチャーポジティブとは

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍~100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあります。

この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までのすべてにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのが「ネイチャーポジティブ」の趣旨です。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)や、G7 2030年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードです。

国内では、2023年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において2030年までに「ネイチャーポジティブ」を達成するという目標が掲げられています。2030年は温室効果ガスの削減目標やSDGs、「パリ協定」など、さまざまなカテゴリーにおける目標年となっています陸と海のそれぞれで30%以上の面積で健全な生態系を保全する30by30目標を含め、2030年「ネイチャーポジティブ」を達成するために、個人・団体を問わず全員が連携して取り組んでいかなければなりません。(環境省HPより)

https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/index.html

※2 『ナチュラルアイ』2024.3 公益財団法人埼玉県生態系保護協会

※3 OECMとは

Other Effective area-based Conservation Measures の頭文字をとった言葉で、「保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの」と定義されています。

簡単に言うと、「保護地区のようにガチガチに守られたエリアではなく人間の営みがありつつも、長期的に生物多様性を守るためにプラスになるように管理されたエリア」といったところです。

- ※4 正式名称は、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」
- ※5 CFCIとは、「Child Friendly Cities Inititive」の略
- ※6『こども基本法と地方自治~子ども条例で作る自治体の「かたち」』 野村武司 『こども基本法で問われる自治体の役割』 野村武司
- ※7 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの10の構成要素
 - 1 子どもの参画 子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
 - 2 子どもにやさしい法的枠組み 子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
 - 3 都市全体に子どもの権利を保障する施策 子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実 施すること
 - 4 子どもの権利部門または調整機構 子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組み を構築すること
 - 5 子どもへの影響評価 子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの 影響を評価する制度化された手続きが保障されること
 - 6 子どもに関する予算 子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
 - 7 子どもの報告書の定期的発行 子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障 されること
 - 8 子どもの権利の広報 大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること

9 子どものための独自の活動

子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援をすること

10 当該自治体にとって特有の項目

人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを 推進していくこと

- ※8 UNICEF75周年:UNICEF親善大使 黒柳徹子さんインタビュー 「関心を持つこと、人のことを思いやること」 | UNICEF東京事務所
- ※9『老子 道徳経 講義』田口佳史
- ※10『人生に迷ったら老子』田口佳史
- ※11『「大学」に学ぶ人間学』田口佳史 講演録が著書として出版されました。